

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 奈井江町の人口構造及び産業構造

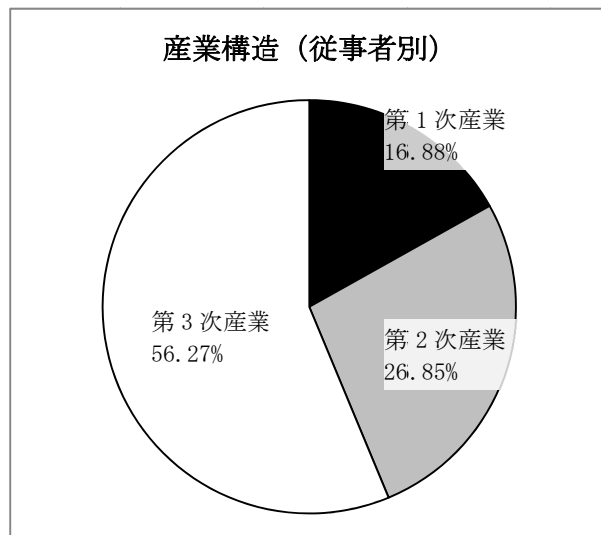
奈井江町の人口は、昭和 35 年の約 2 万 1 千人をピークに減少を続け、最近 10 年でも約 2 割の人口が減少している (H20. 3 末: 6, 668 人→H30. 3 末: 5, 464 人 (△18. 1%) 住民基本台帳)。人口の減少とともに高齢化と生産年齢人口の減少が進行しており、この 20 年の間に高齢化率は 21. 0% (平成 7 年国勢調査) から 39. 0% (平成 27 年国勢調査) に上昇する一方、生産年齢人口は 4 割以上が減少した (H7: 4, 963 人→H27: 2, 945 人 △40. 7%)。奈井江町全体では高齢化が進行しつつも、高齢人口は平成 26 年をピークに 4 年間にわたり横ばいの状況が続いており、すべての世代が減少していく局面を迎えている。

産業構造を土地利用形態からみると、奈井江町は札幌市から旭川市へ向かって 70km、両市のちょうど中間に位置し、町の総面積約 9, 000ha のうち、夕張山地に連なる町の東側約 5, 000ha を森林が占め、西側の石狩平野には水田を主とする 2, 000ha の農地が広がる農村地帯である。

次に従事者数でみると、上記の土地利用形態に関わらず第 3 次産業 (サービス業その他) が最も高く 56. 27% となり、次いで第 2 次産業 (建設業、製造業) が 26. 85%、第 3 位が第 1 次産業 (農林漁業) 16. 88% となっている (平成 27 年国勢調査)。

【表】 奈井江町の産業構造

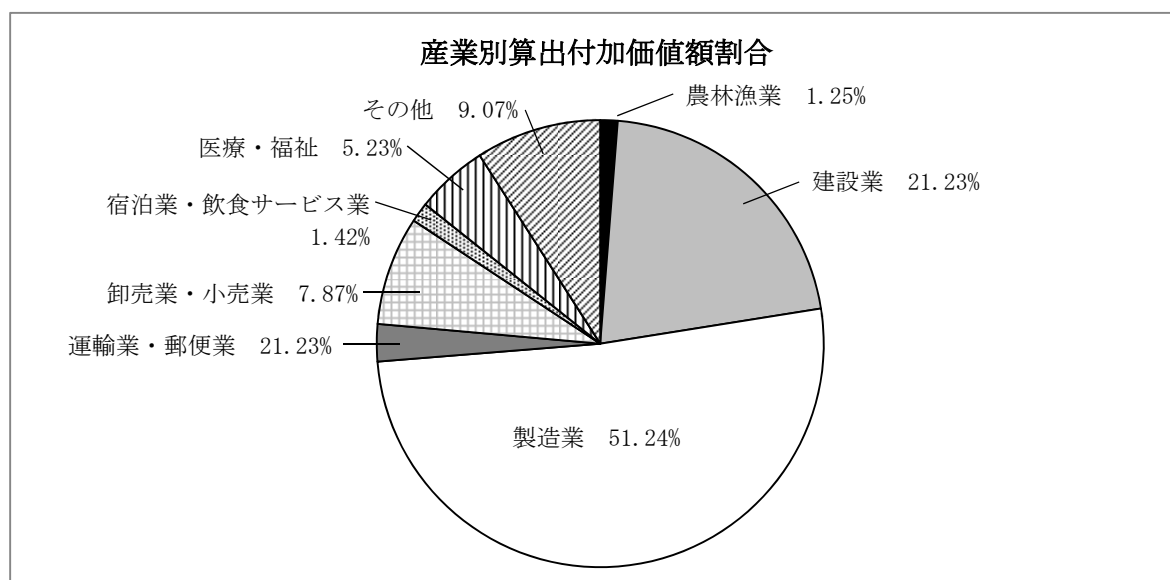
	従事者数	割合
第 1 次産業	435	16. 88%
第 2 次産業	692	26. 85%
第 3 次産業	1, 450	56. 27%



産業別の付加価値額でみると、製造業の生み出す付加価値額が町全体の半分以上 (51. 24%) を占め、建設業 (21. 23%) と合わせると、この 2 業種で町全体の 7 割を超えることになる (平成 24 年経済センサスー活動調査)。

【表】 奈井江町の産業別付加価値額・割合

	付加価値額 (百万円)	割合
農林漁業	124	1.25%
建設業	2,098	21.23%
製造業	5,064	51.24%
運輸業、郵便業	266	2.69%
卸売業、小売業	778	7.87%
宿泊業、飲食サービス業	140	1.42%
医療、福祉	517	5.23%
その他	896	9.07%

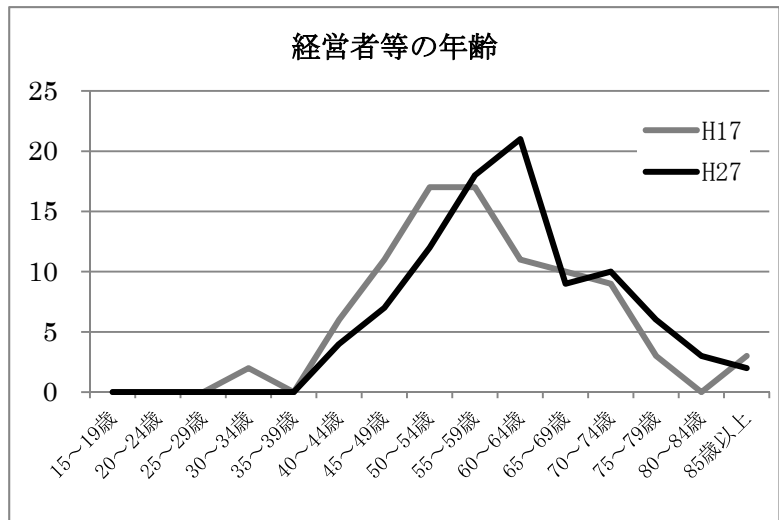


奈井江町において製造業の付加価値額が高いのは、切削工具の刃先（超硬チップ）の製造等を行っている住友電工(株)関連の北海道住電精密(株)及び北海道精密ツール(株)や、住友電工(株)、北海道電力(株)等により設立された電線等製造業の北海道電機(株)、また、チップ抵抗器製造業の釜屋電機(株)等が町内に立地していることによる。

② 事業所数の減少と高齢化

奈井江町においては、人口減少とともに地域経済を担う町内商工業者数も減少しており、人口の減少率を上回る率（約△25%）で商工業者の減少が進んでいる（H19.4：286事業所→H29.4：214事業所（△25.2%） 奈井江町商工会調べ）。

事業所数の減少とともに経営に携わる者の高齢化が進んでおり、平成17年の58.90歳に対して、平成27年は61.88歳となっており（各年国勢調査 管理的職業従事者数）、今後、数年内に多くの経営者が引退年齢を迎えることが見込まれる。



③ 設備の高年齢化

さらに、各事業者が保有する設備の高年齢化が進んでおり、奈井江町における設備の経過年数は、国全体の中小企業の8.5年（中小企業庁調べ）を上回る13.97年となっている（大企業関連企業の設備を除く所得価格160万円以上の機械・装置。奈井江町くらしと財務課調べ）。

④ 奈井江町内の産業における課題

上記の北海道住電精密(株)は、製品の需要増に対応するため平成30年度より数年をかけて数十億円規模の新たな設備投資を計画するなど、上記のとおり、奈井江町においては大企業関連企業の製造業が地域経済を力強くけん引し、その影響は町内に限らず近隣市町村にも及んでいる。

一方で、人口減少と高齢化の影響が町内の中小の企業・事業所にくまなく及んでおり、また、設備の高年齢化は国全体よりも深刻な状況であることから、今後、地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧され、その対応が喫緊の課題である。

(2) 目標

奈井江町内の中小企業においては、早急に設備の更新を進め、従事者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代の担い手を育て、又は新たに担い手となろうとする者にとって魅力のある業種への発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に新たに6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

奈井江町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

奈井江町の地勢、集落及び土地利用形態においては、国道12号線を中心に核となる市街地が形成され当該市街地に人口が集積し、そこにおいて多くの小売業やサービス、飲食業が営まれているほか、製造業は市街地に隣接する奈井江工業団地、市街地、その他の地区に立地し、また、美唄市とまたがる空知工業団地へは町が企業誘致活動を行っている。町の東部の大部分を占める森林では、林業や鉱業（石炭採掘・運搬）が営まれ、町の西部を占める平地には農地と散村形式の集落が広がり、農業者の中には農産加工品の製造・販売を行う者が点在している。これらのことから、町全域において生産性を向上させる必要があることから、奈井江町全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

奈井江町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。